

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (令和4年5月分)		
年月日	令和4年5月6日～令和 年 月 日	金額	28,998 円

目的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>*月額リース料金 (68,726 円) から重量税、任意保険料等政務活動費対象外経費を除いた金額 (57,996 円) に 1/2 を乗じた額を充当する</p> <p>計算根拠 令和4年4月証拠書 (整理番号 4-5) 参照</p>	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	57,996 円	1/2 %	28,998 円

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

05月20日 13時37分時点

照会条件を変更する

(全1件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高	摘要
001	2022年05月06日分	出金	68,726円			おつぎア付け

05月20日 06時00分時点

前ページ



次ページ

ダウンロード

(CSVファイルでダウンロード)

トップページへ

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 (事務所費)・人件費		
内容	事務所上下水道料金 (令和4年4月請求分)		
年月日	令和4年5月6日～令和 年 月 日	金額	2,442 円

目的	_____								
使途	_____								
政務活動・ 県政との 関連性	_____								
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">4-05-06</td> <td style="width: 30%;">(フジエタースイ)</td> <td style="width: 15%;">水道</td> <td style="width: 40%;">2,684</td> </tr> <tr> <td>4-05-06</td> <td>(フジエタースイ)</td> <td>水道</td> <td>2,200</td> </tr> </table>		4-05-06	(フジエタースイ)	水道	2,684	4-05-06	(フジエタースイ)	水道	2,200
4-05-06	(フジエタースイ)	水道	2,684						
4-05-06	(フジエタースイ)	水道	2,200						

案分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,884 円	1/2 %	2,442 円

上下水道使用量のお知らせ

水栓番号	順路番号	メータ番号	口径
■■■■■	A 0435-004805-000	■■■■■	020 ^{mm}
使用者氏名			
ふじのくに県民クラブ 藤枝 佐野 愛子事務所 様			

令和 4年 4月分

使用期間 令和 4年 2月 2日から令和 4年 4月 2日まで

今回指針	22
前回指針(一)	20
旧メータ使用水量(+)	m ³
使用水量	2 m ³

参考までに、前年同月の使用水量は 2 m³でした。

上水道料金	2,684 円
下水道使用料	2,200 円
請求予定金額	4,884 円

(税込み)

次回口座振替日 令和 4年 5月 6日

口座振替の方以外は、後日納付書を送付します。
本票は請求書ではありません。

口座振替済のお知らせ

水栓番号	順路番号	メータ番号	口径
■■■■■	A 0435-004805-000	■■■■■	020 ^{mm}
設置場所・使用者氏名			
青木 2丁目 18番 3号			
アオキビルB C-1			
ふじのくに県民クラブ 藤枝 佐野 愛子事務所 様			
ご指定の振替口座			
金融機関名	*****		
口座番号	*****	種別	****
口座名義人	*****		

令和 4年 4月分

使用期間 令和 4年 2月 2日から令和 4年 4月 2日まで

口座振替日 令和 4年 5月 6日

使用水量	2 m ³
上水道料金	2,684 円
下水道使用量	2 m ³
下水道使用料	2,200 円
督促手数料	0 円
振替済合計金額	4,884 円

(税込み)

上記の金額を口座から振替させていただきました。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FMしまだコーナー料		
年月日	令和4年 5月10日～令和 年 月 日	金額	49,720 円

目的	定期的に県政、地域情報を報告する
用途	令和4年4月分コーナー料及び送金手数料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-05-10	23003	通帳送金
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N043	*49,500	
	残高	
島田掛川信用金庫		
島田本店営業部		
普通	916955	
カ) エフエムシマダ		
送金料金	*220円	
振込予定日	04-05-10	
サノ アイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。
 ゆうちょ銀行

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	49,720 円	100%	49,720 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報取組費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費)・事務所費・人件費		
内容	事務所ファックス通信料		
年月日	令和4年5月10日～令和	年月日	金額 3,102 円

目的	_____
用途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

--

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で使用のため	6,205 円	1/2	3,102 円
		%	

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
██████████	2022年 4月ご請求分	2022年 5月10日(火)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,205円	

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 054-646-1222

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
よじのくに県議団 藤枝 佐野愛子事務所 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2022年 4月25日発行)

2022年 2月ご請求分	(2022年 3月10日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,156円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



【NTTファイナンスからのお知らせ】
*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT西日本分ご請求額 (合計) 6,205円

6,205円
6,205円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ *** フレッツ光の割引サービス (光ももっとも割、Web光ももっとも割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

お 知 ら せ

40001001001 00105 00105 00 2-

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆054-646-1222			3月分	
◇NTT西日本ご利用分	3,056	2,650	回線使用料(基本料)(事務用) ダイヤル通話料	合算 合算
		127		
		(110)	(内訳) イチリッツ1適用分	
		< 110 >	(内訳) イチリッツ1適用通話料	
		(17)	(内訳) 通常通話料適用分	
		2	ユニバーサルサービス料他	
		277	消費税等相当額(合計)	合算
◇NTT西日本分(小計)	3,056	3,056	(小計)	
◇NTT西日本ご利用分	3,149	2,650	4月分	
		212	回線使用料(基本料)(事務用) ダイヤル通話料	合算 合算
		(204)	(内訳) イチリッツ1適用分	
		< 204 >	(内訳) イチリッツ1適用通話料	
		(8)	(内訳) 通常通話料適用分	
		1	ユニバーサルサービス料他(日割)	合算
		286	消費税等相当額(合計)	
◇NTT西日本分(小計)	3,149	3,149	(小計)	
◇合計	6,205	6,205	合計	

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	令和4年度会費 藤枝心愛会		
年月日	令和4年5月12日~令和 年 月 日	金額	4,000 円

会の趣旨・目的	精神障害者及びその家族に対して、精神保健福祉活動ならびに社会活動の支援を行う
会の活動内容等	会の趣旨をもとに、福祉社会の実現に寄与する活動
政務活動・県政との関連性	障害に対する正しい理解と支援をすすめ、福祉社会の実現に注力する

領 収 書


上 様

金4,000. 円也

但し 令和 4 年度 藤枝心愛会 会費

令和 4 年 5 月 12 日 NPO法人 精神保健福祉 藤枝心愛会

理事長 小野 清子



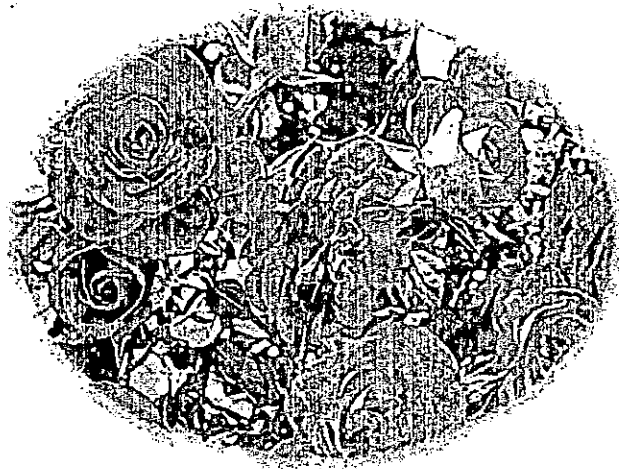
※ 添付書類：団体の会則 ・ 事業概要 ・ その他 (総会資料) 支払者：佐野愛子

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,000 円	100%	4,000 円

令和4年度

特定非営利活動法人 精神保健福祉
藤枝心愛会 総会

(第56回)



日時 令和4年(2022年)5月12日(木)

午後 1:00分 受付

午後 1:30分 開会

会場 藤枝市生涯学習センター

藤枝市茶町 1-5-5

(TEL 054-646-3211)

令和3年度 事業報告

1. 精神障害者やその家族の心の支えである事を活動の基本とし、「リカバリー」と言う考え方を大切にして、会員の「支えあい・学び合い」を進めた。
 - (1)「相談活動」「懇談事業」「家族による家族学習会」を行い、会員・地域家族などに“安心の場・話せる場・学びの場”を提供した。
 - (2)“困っている障害者や家族”への訪問や当事者との交流は難しく課題が残った。
 - (3)会員や地域の方々に精神保健福祉への理解を進めるため、「藤枝心愛会だより」「しんあい交信(年3回)」を発行し、情報提供した。
 - (4)「懇談事業」「広報活動」などにより、「訪問看護」「グループホーム」について情報を提供した。
 - (5)コロナ禍により心愛フェスタは実施できなかったが、新茶、素麺販売、資源回収など福祉事業を積極的に行った。
2. 社会活動(対外的な活動)

遅れている「地域医療保健福祉の拡充」「精神障害者への地域の理解」に努めた。

 - (1)昨年度に続き「医療・生活問題」について藤枝市へ要望し回答も頂いた。また訪問支援等について、地域の病院との話し合いを進めた。
 - (2)グループホーム設置について検討は進まなかった。
 - (3)「広報活動の充実」「関係団体との連携」などにより、精神障害者への地域の理解を進めた。
3. 関係団体との連携と交流
 - (1)社会福祉法人心愛志太の事業所への事業に協力した。
 - (2)静岡県精神保健福祉会連合会、焼津・藤枝2市心愛連絡会、他の福祉団体との連携を図った。
地域4家族会はコロナ禍により中止となった。
4. 組織の強化
 - 「家族学習会」実施により、会員1名の入会があった。
 - ホームページの更新(毎月)を進めた。
 - コロナ禍によりバザーなど実施できない状況で収入が減少した。

令和4年度事業方針(案)

1. 精神障害者やその家族の心の支えであることを活動の基本とします。
「リカバリー」と言う考え方を大切にし、会員の「支え合い・学び合い」を進めます。
 - (1)「相談活動」「懇談事業」「第11回家族による家族学習会」を行い、会員・地域家族などに“安心な場・話せる場・学びの場”を提供する。
 - (2)相談・懇談事業、班活動として“障害者や家族”を訪問、悩みを分かち合い共に考える活動を進める。また、活動・事業への当事者の参加、交流を進める。
 - (3)会員や地域の方々に情報を提供し、精神保健福祉への理解を進めるため「藤枝心愛会だより」「しんあい通信」の発行や事業活動の記録を継続して行く。
 - (4)「懇談事業」「講演会」「広報活動」などにより、「成年後見制度」など、会員や地域の方々が必要とする「制度・施設・サービス」について情報を提供する。
 - (5)福祉事業としてバザー、新茶、素麺の販売、古紙・アルミ缶の資源回収事業等を積極的に行う。
2. 対外的な活動として“遅れている地域医療、保健福祉の拡充・精神障害者への地域の理解”を進め、「精神障害があっても安心して暮らせる地域づくり」(心愛会50周年大会テーマ・平成29年3月)を目指します。
 - (1)役員会、懇談会の話し合い等で出された「医療・生活問題」について、藤枝市との「要望・懇談」を続ける。また訪問支援等について、地域の病院・診療所との話し合いなどを進める。
 - (2)親亡き後問題・グループホーム設置について心愛志太と共に検討を進める。
 - (3)「講演会の開催・参加」「広報活動の充実」「福祉事業の活用」「関係団体との連携」などにより、精神障害者への地域の理解を深める。
3. 関係団体との連携と交流
 - (1)社会福祉法人心愛志太の事業所への事業に協力する。
 - (2)静岡県精神保健福祉会連合会、焼津・藤枝2市心愛連絡会、地域4家族会や他の福祉団体との連携を図る。
4. 組織の強化
 - 「家族学習会」実施などにより、会員数の増加を進める。
 - 収入の増加と支出の効率化を進める。

広報	心愛会だより [redacted]	年1回発行	400部発行。会員、行政、他団体、民生委員、他家族会等へ配布
◎ [redacted]	しんあい 交信	年3～4回 発行	

連携する団体や大会での活動内容

公益社団法人 静岡県精神保健福祉 会連合会	昭和46年(1971年)に設立した精神障害者家族会の静岡県全域の家族会 連合組織である。初代会長は当会「心愛会」の初代会長 [redacted] で、 現在21家族会の連合体となっている。 現在、各市町で「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」に向けて の検討が進んでいる。
社会福祉法人 心愛志太	藤枝心愛会の会員が中心となって、資金を出し合い設立した法人である。 この法人は「第一心愛」「第二心愛」「第三心愛」の他に藤枝市地域活動支 援センター「きずな」が開設されている。
(社)心愛志太後援会	社会福祉法人心愛志太の支援を目的としている。精神保健福祉の正しい理 解と啓発活動、また資金的援助をしている。藤枝心愛会にとっては、地域啓 発活動を協働していただける大切な団体である。
静岡県精神障害スポー ツ推進協議会	平成13年に設立した精神障害者のスポーツ推進の団体である。精神障害 者やその団体が国体の障害者競技に正式に参加権を得たのは平成19年 である。スポーツ大会に参加して、自分達の権利を大切にすることである。 当会では、毎年50名位がスポーツ会費で協力させてもらっている。
全国精神保健福祉家 族大会(みんなねっと)	令和4年度 全国大会は日程未定
甲州・東海ブロック家 族大会	令和4年度は、三重県で11月7日(月)～8(火)の2日間開催される。
藤枝市 精神保健福祉 ネットワーク会議	精神保健福祉に関係する事業所、家族会、県、市の行政、ボランティア、病 院、クリニック等の利用者や関係者が年に数回全体会を開き交流を深める。

2事業実施計画

事業名	実施日	会場	実施内容
総会	5月12日	生涯学習センタ ー	令和3年度事業・決算・監査報告 令和4年度事業計画、予算案
理事会	毎月1回	文化センター	毎月の行事予定の確認と検討
		藤枝第三心愛	

①障害者及びその家族に対する支援事業

事業名	内容	実施予定日	実施場所	従事者	受益対象者
家族相談活動	定例相談	第2木曜 午後1時～4時	藤枝第一心愛 藤枝第二心愛	毎回2人	市内全域
	訪問相談	要請のある時 必要性のある時	相談者の自宅	2人	家族全員
	随時相談	日時に余裕のない時	第一、第二心愛 相談者宅	相談役、理事長、担当者	市内全域
	個別訪問相談	当事者家族の希望日	当事者宅 近隣公民館等	2人	市内全域

[懇談事業]

月	対象地区	事業	担当者	実施会場(予定)
6月	大洲、高洲	地区懇談会		大洲地区交流センター
7月	青島全地区	地区懇談会		青島北地区交流センター
9月	西益津、広幡岡部	地区懇談会		福祉センター きすみれ
10月	藤枝、葉梨	地区懇談会		藤枝地区交流センター
8月	全地区	会員同士の話し合い	全役員	文化センター
11月	全地区	会員同士の話し合い	全役員	文化センター
年間	全地区	訪問 電話	全役員	

第11回 [家族による家族学習会]

回	実施予定	会場	担当者	受講者予定
1	8月20日(土)	藤枝市文化センター	5名	10名
2	9月3日(土)	藤枝市文化センター	5名	10名
3	9月17日(土)	藤枝市文化センター	5名	10名
4	10月1日(土)	藤枝市文化センター	5名	10名
5	10月22日(土)	藤枝市文化センター	5名	10名

② 障害者団体に対する負担及び助成事業

事業内容	実施予定日	実施予定場所
静岡県精神保健福祉会連合会 理事会	毎月1回	静岡県総合社会福祉会館
静岡県精神保健福祉会連合会 令和4年度 定期総会	6月8日(水)	静岡県総合社会福祉会館
静岡県精神保健福祉会連合会 拡大家族相談員研修会	6月20日(月)	静岡県総合社会福祉会館
静岡県精神保健福祉会連合会 家族学習会担当者研修会	7月30日(土)	静岡県総合社会福祉会館
県中部7家族会交流会	未定	
みんなねっと全国大会	日時 未定	
甲州・東海ブロック大会	11月7日(月) ～8日(火)	三重県
静岡県精神保健福祉会連合会 新春拡大会長懇談会	令和5年 1月13日(金)	
静岡県精神保健福祉会連合会 単位会代表者会議	2月24日(木)	静岡県総合社会福祉会館
精神保健福祉市民講座	3月	
心愛フェスタ 共催:心愛志太、(同)後援会	9月 令和5年 2月	第一心愛 第三心愛
焼津・藤枝心愛連絡会 総会 研修交流会	7月	焼津市

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	令和4年度会費 精神障害者スポーツ推進協議会 (心愛会)		
年月日	令和4年5月12日~令和 年 月 日	金額	1,000 円

会の趣旨・目的	精神障害者及びその家族に対して、精神保健福祉活動ならびに社会活動の支援を行う
会の活動内容等	会の趣旨をもとに、福祉社会の実現に寄与する活動
政務活動・県政との関連性	障害に対する正しい理解と支援をすすめ、福祉社会の実現に注力する

領 収 書


上 様

金1,000 円也

但し 令和 4 年度 精神障害者スポーツ推進協議会 会費

令和 4 年 5 月 12 日 NPO法人 精神保健福祉 藤村

理事長 小野 清子



支払者: 佐野愛子

※ 添付書類: 団体の会則 ・ 事業概要 ・ その他 (総会資料)

→ 5 年 5 月 整理番号 5-5 参照

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,000 円	100%	1,000 円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	令和4年度会費 藤枝市国際友好協会		
年月日	令和4年5月14日～令和 年 月 日	金額	3,000 円

会の趣旨・目的	教育、文化、産業及び経済等のあらゆる分野の交流を通じ、友好関係の強化や国際意識を高めることに貢献
会の活動内容等	友好都市などとの文化交流、語学講座や外国料理教室などの開催で理解を深めるなど多岐にわたる活動を展開している
政務活動・県政との関連性	県の国際交流推進への提案に役立てる

《領収書貼付枠》

領 収 書

No. _____



佐野 愛子 様

金 3,000 円也

令和4年度年会費として領収いたしました

令和 4 年 5 月 14 日

藤枝市国際友好協会
会長 桜井 幹夫

※ 添付書類：団体の会則 ・事業概要・

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,000 円	100%	3,000 円

藤枝市国際友好協会規約

(名称)

第1条 本会は藤枝市国際友好協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は世界の人々と、教育、文化、産業及び経済等のあらゆる分野の交流をとおして友好の絆を強め、市民の国際意識の高揚を図り、世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 国際的意識の高揚に関する事項
- (2) 姉妹都市提携事業の推進
- (3) 教育、文化、産業及び経済等に関する交流
- (4) 各種友好親善活動の計画及び実施
- (5) その他必要な事項

(組織)

第4条 協会は第2条の目的に賛同する者、法人及び団体（以下「会員」という。）をもって構成する。

(役員)

第5条 協会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 常任理事 15名以内
- (4) 理事 35名以内
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

2. 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員が任期中に交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまではその任務を行う。

(役員選任)

第6条 理事及び監事は、総会において会員の互選により選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選により選任する。

3 会計は、常任理事の互選により選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任務)

第7条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は協会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。
- (3) 常任理事は事業等の企画、運営を行う。
- (4) 理事は常任理事を補佐する。
- (5) 会計は会計事務を行う。
- (6) 監事は協会の会計及び業務の監査を行う。

(役員解任)

第8条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席者の3分の2以上の同意により、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他、役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(理事会)

第9条 会長、副会長、常任理事、その他の理事をもって理事会を組織する。

2 理事会は、会長が必要に応じて招集する。ただし、理事会構成員の過半数から請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 理事会は、総会で議決した事項の執行に関する事項、総会に付議すべき事項、その他会長が付議した事項について協議し、決定する。

4 理事会は、理事会構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

6 理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(常任理事会)

第10条 会長、副会長、常任理事及び会計をもって、常任理事会を組織する。

2 常任理事会は、会長が必要に応じて招集し、事業の企画、立案及び運営に積極的に参画する。

(専門部会)

第11条 会長は協会の事業を推進するため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

2 専門部会の長は常任理事から、部員は会員の中からそれぞれ会長が任命する。

3 専門部会は部会長が招集する。

(総会)

第12条 総会は年1回、会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上から、開催の請求があったときは、臨時に招集することができる。

2 総会は次の事項を処理するものとする。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 規約の改正に関すること。

(4) 役員の承認及び解任に関すること。

(5) その他、会長が特に必要と認めたもの

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

4 総会の議事は別に定めがある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第13条 会長は理事会にはかかって、協会に名誉会長、顧問及び相談役をおくことができる。

2 名誉会長、顧問及び相談役は、協会の理事会、総会に出席し、意見を述べるることができる。

(会費)

第14条 会費は次のとおりとする。

(1) 個人会員 年額3,000円

(2) 家族会員 年額5,000円

(3) 法人、団体会員 年額10,000円

2 退会したもの又は除名されたものの既納の会費は、返還しない。

(入会)

第15条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(退会)

第16条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 会員が死亡し、又は会員である団体、法人が解散若しくは消滅したとき。

(2) 会費を引き続き2年以上納入しないとき。

(除名)

第17条 会員が、協会の名誉を傷つけ、又は協会の目的に反する行為をしたときは、理事会の議決により除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に、あらかじめその旨を文書で通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、弁明の機会を与えなければならない。

(経費)

第18条 協会の経費は会費、寄付金及びその他をもってあてる。

(会計年度)

第19条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(事務局)

第20条 協会の事務を行うため、藤枝市駅前二丁目1番5号に事務局をおく。

2 事務局に職員若干名をおき、会長がこれを任免する。職員の身分については、藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び藤枝市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則に準ずる。

(その他の事項)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規約は、昭和58年4月1日から施行する。

2 この規約施行後最初に開催される総会は、藤枝市姉妹都市提携準備委員会が招する。

3 この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

4 この規約は、平成3年4月1日から施行する。

5 この規約は、平成5年4月1日から施行する。

6 この規約は、平成9年4月1日から施行する。

7 この規約は、平成11年4月1日から施行する。

8 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

9 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

10 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

11 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

12 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

13 この規約は、平成29年1月24日から施行する。

ただし、第14条第1項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

14 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

15 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費(事務所費)・人件費		
内容	事務所電気料(令和4年5月分)		
年月日	令和4年5月19日~令和	年月日	金額 5,889 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

通常貯金 (兼お借入明細)

年月日	取扱店	お預り金額	お引き当り金額	お振替手数料
4-05-19	(チュウブデンスョク)	電気	11,779	

※ 印字が不鮮明のため、補記する
4-05-19 (チュウブデンスョク) 電気 11,779

案分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	11,779 円	1/2 %	5,889 円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	令和4年度会費 NPO 法人しずおかオーガニックウェブ		
年月日	令和4年5月21日~令和 年 月 日	金額	3,000 円

会の趣旨・目的	静岡県内の農業者及び生活者を対象に、有機的（オーガニック）な農業生産や生活を広げるための支援を行うことで、農業者と生活者の連帯の深化による安心な食の供給、自然環境の維持向上、さらにはこれらを通じた地域の活力向上に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	ホームページ及びメールマガジン等を通じ会の存在と事業の周知に努める 農業大学や研究所等の視察、意見交換会や勉強会などを通じてオーガニック生活普及活動をする 他団体の活動支援など
政務活動・県政との関連性	県議会質問への取組として生かす

《領収書貼付枠》

領収書

2022年5月21日

佐野愛子 様

¥ 3,000- 円

但 正/会員会費として として

上記正に領収しました。

NPO 法人しずおかオーガニックウェブ

代表理事 吉田 茂

※ 添付書類：団体の会則 ・事業概要・その他 (定款・総会資料)

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,000 円	100%	3,000 円

NPO法人しずおかオーガニックウェブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人しずおかオーガニックウェブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県焼津市西小川5丁目20番地の10に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、静岡県内の農業者及び生活者を対象に、有機的（オーガニック）な農業生産や生活を広げるための支援を行うことで、農業者と生活者の連帯の深化による安心な食の供給、自然環境の維持向上、さらにはこれらを通じた地域の活力向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) オーガニックな生産を支援する活動
- (2) オーガニックな生活を広める活動
- (3) オーガニックな生産・生活の体験を提供する活動
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって

本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事とし、若干名を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べもしくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことが

できる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項及び第 29 条第 1 項第 2 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	吉田 茂
副代表理事	三木 友美子
副代表理事	五十棲 剛
理事	山本 広気
同	坪 有恒
同	鷺巣 光恵
同	杵塚 歩
同	鈴木 潤子
同	鈴木 一正
監事	作吉 むつ美

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2022 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2022 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員会費（個人） 3000 円（1 年間分）
正会員会費（団体） 5000 円（1 年間分）
 - (2) 賛助会員会費（個人） 1 口 3000 円（1 年間分）
賛助会員会費（団体） 1 口 5000 円（1 年間分）

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等報酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	令和4年6月分 事務所賃借料及び送金手数料		
年月日	令和4年5月24日～令和 年 月 日	金額	50,220 円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	6月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-05-24	23003	通帳送金
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N068	*100,000	
	残高	

清水銀行
藤枝駅西支店
普通 2215815
カ) マルシアオキ

送金料金 *440円
振込予定日 04-05-24
サノアイコ

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

案分の理由 政務活動、後援会活動 で使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	100,440 円	1/2 %	50,220 円

支出証拠書

5/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務費)・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料及びモバイル通信料(令和4年4月請求分)		
年月日	令和4年5月27日~令和	年月日	金額 1,373円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<<領収書貼付枠>> 料金合計額からあんしん保証パック料金を除いた額を案分する $3,726 \text{円} - 890 \text{円} \times 1.1 = 2,747 \text{円}$ $2,747 \text{円} \times 1/2 = 1,373 \text{円}$	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,747円	1/2 %	1,373円

Summary of your charges ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号: XXXXXXXXXX
Billing number

発行日 2022年 4月 1日

請求月 2022年 3月分
Month of Issue

 SoftBank

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
	* * ご契約期間 0年 8ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声) [2月21日~3月20日]	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	13,220	10%
	割引 家族割引 (1,260円 × 100%)	-1,260	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	11,960	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS)	-6	10%
	定額料 データプラン 3GB	1,500	10%
	割引 小容量割	-1,300	10%
	通信料 Sメール (MMS) @0円 946Pkt	0	10%
	通信料 データ通信@0円 12134Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G LTE/5G) @0円 8104718Pkt (通信量合計 8117798Pkt [0.97GB])	0	10%
	通信料 メール (SMS)	0	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	96	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	月額料 あんしん保証パック with Apple Care Services	890	10%
	月額料 テザリングオプション	500	10%
	割引 1年持ち替え割	-1,080	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	小計	3,388	
	合計	3,388	
	内課税対象額 10%	3,388	
	内課税対象額 計	3,388	
	消費税等 10%	338	
	消費税等 計	338	
	ご請求金額	3,726	
	(税込金額 計 10%)	3,726	

除外

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/> (1 / 1頁)
 ※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
 ※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

05月27日 13時26分時点

照会条件を変更する

(全2件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高	摘要
002	2022年05月27日分	出金	60,819円			ジヤウ入

05月27日 06時00分時点

前ページ

1

次ページ

ダウンロード

(CSVファイルでダウンロード)

トップページへ

カードご利用代金明細

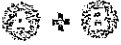
カード名:

カード番号:

お客様番号	
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	佐野 様

2022年5月度のご利用代金明細

作成日:2022/5/12

お支払日	2022年5月27日 (金)
 お支払金額	60,819 円
獲得ラブリポイント	303 点

① 1回・2回・分割・ボーナス払の今回お支払金額小計

② リボリング払の今回お支払金額小計

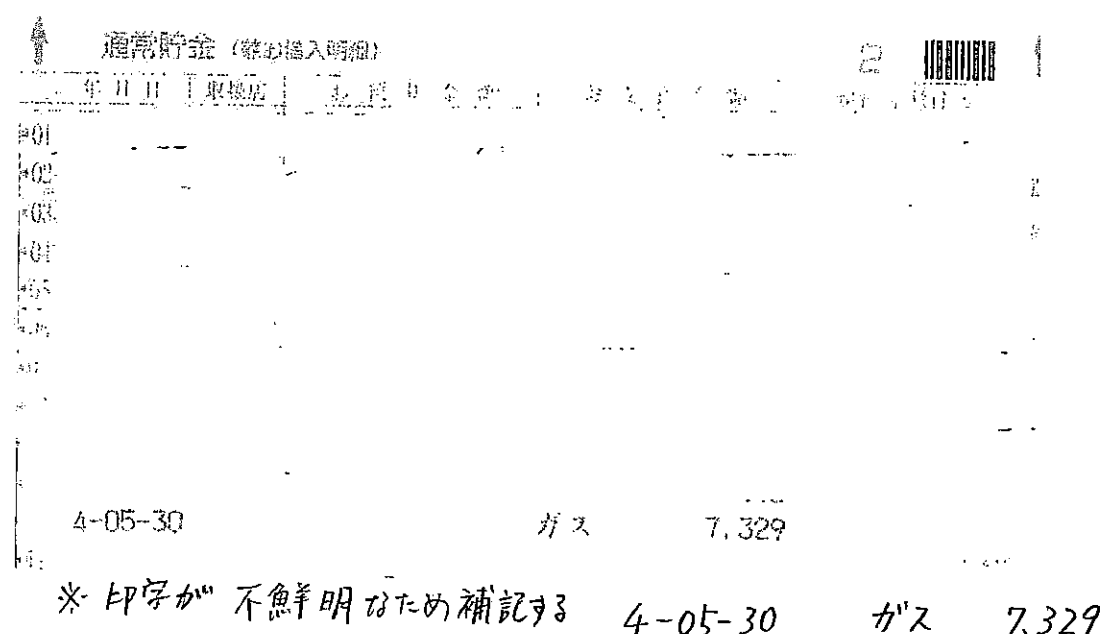
※ ご指定口座へは金融機関の前営業日5月26日(木)迄にご用意願います。

※ 当社と本明細記載以外のご契約があり、かつ、ご指定口座が同一の場合は、合算した金額にてご請求させていただきます。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話通話料 (令和4年5月請求分)		
年月日	令和4年 5月 30日～令和 年 月 日	金額	3,664 円

目的	_____		
使途	_____		
政務活動・ 県政との 関連性	_____		
<<領収書貼付枠>> 通帳記載欄に“ガス”と表示している説明は令和4年4月証拠書(整理番号 4-8)参照			
			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で使用のため	7,329 円	1/2	3,664 円
		%	

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	令和4年度静岡県精神保健福祉協会会費及び送金手数料		
年月日	令和4年5月31日~令和 年 月 日	金額	1,220 円

会の趣旨・目的	保健福祉思想の普及を図り、精神保健福祉運動の推進と精神的健康の向上に寄与する
会の活動内容等	各種こころの健康づくりに関する講演会、アート展など
政務活動・県政との関連性	会員との意見交換、意見聴取を通じて精神保健福祉の課題を提言する

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-05-31	23003	通帳送金
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N047	*1,000	
	残高	
	[REDACTED]	

しずおか焼津信用金庫
 小黒支店
 普通 217377
 シズオカケンセイシンホケンフクシキヨウ

送金料金 *220円
 振込予定日 04-05-31
 サノ アイコ

ご利用いただきましてありがとうございました。
 ゆうちょ銀行

※ 添付書類: 団体の会則 ・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,220 円	/	1,220 円
		100%	

領 収 書

佐野 愛子 様

令和4年5月 31 日

★1,000—

但 静岡県精神保健福祉協会 令和4年度年会費として
上記正に領収いたしました

〒 422-8031

静岡市駿河区有明町 2-20

静岡県静岡総合庁舎別館 4階

静岡県精神保健福祉協会



静岡県精神保健福祉協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、静岡県精神保健福祉協会という。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を静岡県精神保健福祉センター内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、静岡県における精神保健福祉事業の飛躍的發展を期し、保健福祉思想の普及を図り、併せて精神保健福祉運動の推進と精神的健康の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 精神保健福祉に関する知識の普及啓発に関すること。
- (2) 精神保健福祉に関する資料及び情報の収集、交換に関すること。
- (3) 精神障害者の福祉推進を図るための諸活動に関すること。
- (4) 会員相互及び関係団体との連絡協調を図ること。
- (5) その他前条の目的を達成するため必要な事業

第2章 会 則

(会 員)

第5条 本会は、本会の目的と趣旨に賛同するものをもって会員とする。

2. 会員は、次の2種とする。

普通会員
特別会員

(入会及び退会)

第6条 本会に入会しようとするものは、別に定めるところにより、会長の承認を得なければならない。

2. 退会しようとするものは、その旨を届け出なければならない。

第3章 役員及び職員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 2 名 |
| (3) 常 務 理 事 | 若干名 |
| (4) 理 事 | 若干名 |
| (5) 評 議 員 | 若干名 |
| (6) 監 事 | 2 名 |

(役員 の 選 出)

- 第8条 会長及び副会長は、理事の互選による。
2. 理事は、総会において選任する。
 3. 常務理事は理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 4. 評議員は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 5. 監事は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(役員 の 任 期)

- 第9条 役員任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
 3. 役員任期満了の場合といえども、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

(役員 の 職 務)

- 第10条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
 3. 常務理事は、会長、副会長を補佐し、会務を処理する。
 4. 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
 5. 評議員は、評議員会を組織し、重要な事項を審議する。
 6. 監事は、会務の執行状況を監査する。

(名誉会長及び顧問)

- 第11条 本会に名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。
2. 名誉会長及び顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
 3. 名誉会長及び顧問は、会務について会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べるることができる。

(幹 事 の 委 嘱)

- 第12条 本会に幹事若干名を置く。
2. 幹事は、会長が委嘱し、常務理事を補佐する。

(職 員)

- 第13条 本会に職員若干名をおくことができる。
2. 職員は、会長が任免する。

(会 議)

- 第14条 会議は、総会、常務理事会、理事会及び評議員会とする。
2. 会議は、会長が召集する。
 3. 会議は、その会議を構成する会員又は役員過半数が出席しなければ開会することができない。
 4. やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面または代理人をもって表決を行うことができる。
 5. 会議の議事は、出席者の過半数で決める。可否同数のときは、議長が決める。

(総 会)

- 第15条 総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。
2. 定期総会は、毎年1回定期に開催する。
 3. 前項のほか、会員2分の1以上の請求があったとき及び会長が必要と認めたときは、理事会の承認を得て臨時総会を開催する。
 4. 総会の議長は、出席した会員の中から選任する。
 5. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画の承認に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 歳入、歳出予算及び決算の承認に関すること。
 - (4) その他会長が附議した事項

(常 務 理 事 会)

- 第16条 常務理事会は必要に応じ随時開催する。
2. 常務理事会の議長は、会長がこれにあたる。
 3. 常務理事会には、次の事項を附議する。
 - (1) 理事会に附議する議案に関すること。
 - (2) 事業計画の決定に関すること。
 - (3) 歳入歳出予算及び決算の決定に関すること。
 - (4) その他重要な事項。
 4. 常務理事会は運営委員会を設置することができる。
 - (1) 運営委員会は必要に応じ随時開催する。
 - (2) 運営委員会の議長は委員の中から会長が指名する。
 - (3) 運営委員は会員及び会員の属する機関の代表者から常務理事会の意見を聞き、会長が委嘱する。
 - (4) 運営委員の人数は若干名とする。
 - (5) 運営委員会は事業遂行にあたって、必要に応じて実行委員会を置くことができる。
 - (6) 運営委員会は事業計画案、予算案の策定、その他協会事業の運営を行う。
 5. 急を要する事項、その他会長がやむを得ないと認める事項については、書面を送付して賛否を求め、常務理事会に代えることができる。

(理 事 会)

- 第17条 理事会は、必要に応じ随時開催する。
2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
 3. 理事会には、次の事項を附議する。
 - (1) 総会附議する議案に関すること。
 - (2) 事業計画の決定に関すること。
 - (3) 歳入、歳出予算及び決算の決定に関すること。
 - (4) その他重要な事項
 4. 急を要する事項、その他会長がやむを得ないと認める事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(評 議 員 会)

- 第18条 評議員会は、必要に応じ随時開催する。
2. 評議員会の議長は、会長がこれにあたる。
 3. 評議員会には、次の事項を附議する。
 - (1) 基本財産に関すること。
 - (2) 会務に関する重要な事項で、会長が必要と認めるもの。
 4. 前条第4項の規定は、評議員会に準用する。

(監 査)

- 第19条 監事は、毎年少なくとも1回、この協会の業務及び会計の状況を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。
2. 会長は、毎年度の事業報告及び収支決算書を総会に提出しようとするときは、あらかじめ監事の審査をうけ、これに対する監事の意見を見つけなければならない。

第4章 会 計

(事 業 年 度)

- 第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収 入)

- 第21条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

(会計に関する規定)

- 第22条 会計に関して必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が定める。

第5章 雑 則

(施 行 細 則)

- 第23条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の決議を得て会長が定める。

附 則

この会則は、昭和37年2月28日から施行する。

昭和43年6月 8日	一部改正
昭和52年5月31日	一部改正
昭和61年6月 6日	一部改正
平成 3年5月10日	一部改正
平成12年7月19日	一部改正
平成20年7月 2日	一部改正
平成22年4月 1日	一部改正
平成22年7月 7日	一部改正
平成23年6月16日	一部改正

静岡県精神保健福祉協会細則

第1条 この細則は、静岡県精神保健福祉協会会則第23条に基づき、会務を執行するために必要な事項を定める。

第2条 静岡県精神保健福祉協会（以下「協会」という。）の事務所には、次の書類、帳簿を備えつけ、常に整理しておかねばならない。

役員名簿、会員名簿、会計簿、会議録、行事实施記録、備品台帳

第3条 協会に入会を希望するものは、入会申込書に当該年度の会費をそえて、会長に提出しなければならない。

会長は、前項の申込みを承認したときは、直ちに会員名簿へ登録しなければならない。

第4条 会員は、当会発行の機関紙、その他印刷物の無料配付を受けることができる。

第5条 会員の種類は、次により区分する。

(1) 協会の目的と趣旨に賛同し、入会を申し出たものは普通会員とする。

(2) 学識経験者であって、会長がとくに認めたものは特別会員とする。

第6条 会費は次のとおりとする。

(1) 普通会員の場合

ア. 個人は1ヵ年 1,000円とする。

イ. 病院・診療所・会社・工場・事業所・その他団体等の会費は、次のとおりとする。

① 精神科病院 許可病床数に応じ 1床当たり 1ヵ年 300円とする。

② 一般病院 " 10,000円

③ 診療所 " 15,000円

④ 会社・工場・事業所等

従業員 300人未満 1ヵ年 5口以上

300人以上500人未満 " 10口以上

500人以上 " 20口以上

但し、1口は1,000円単位とする。

⑤ 市町村（静岡県経営管理部統計調査課 前年度3月1日市区町別推計人口表に基づく）

当該市町村の人口2万人未満の場合 1ヵ年 16,000円

2万人以上5万人未満の場合 " 22,000円

5万人以上10万人未満の場合 " 30,000円

10万人以上15万人未満の場合 " 40,000円

15万人以上20万人未満の場合 " 45,000円

20万人以上25万人未満の場合 " 50,000円

25万人以上30万人未満の場合 " 55,000円

30万人以上35万人未満の場合 " 60,000円

35万人以上40万人未満の場合 " 65,000円

40万人以上45万人未満の場合 " 70,000円

45万人以上50万人未満の場合 " 75,000円

50万人以上55万人未満の場合 " 80,000円

55万人以上60万人未満の場合 " 90,000円

60万人以上65万人未満の場合 " 100,000円

65 万人以上 70 万人未満の場合	＼	110,000 円
70 万人以上 80 万人未満の場合	＼	120,000 円
80 万人以上 90 万人未満の場合	＼	130,000 円
90 万人以上 100 万人未満の場合	＼	140,000 円
100 万人以上の場合	＼	150,000 円

- ⑥ 施設、作業所 〃 5,000 円以上
- ⑦ その他の団体 〃 20,000 円以上

(2) 特別会員の場合

学識経験者であって、会長が特に認めたものは、会費の納入を必要としない。

(3) 会費は、毎年 6 月 30 日までに協会へ納入しなければならない。

但し、第 3 条に基づき新たに会費を納入したものは、当該年度についてはこの限りでない。

第 7 条 役員のうち、公職にあるの故をもって選出されたものは、その公職を去ったときは速やかにその後任者と交替するものとする。

附 則

この細則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 60 年 4 月 1 日	一部改正
平成 2 年 4 月 1 日	一部改正
平成 3 年 5 月 10 日	一部改正
平成 8 年 4 月 1 日	一部改正
平成 8 年 4 月 1 日	一部改正
平成 15 年 4 月 1 日	一部改正
平成 22 年 4 月 1 日	一部改正
平成 22 年 7 月 7 日	一部改正
平成 25 年 9 月 18 日	一部改正

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報研費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡・朝日新聞購読料		
年月日	令和4年5月31日～令和 年 月 日	金額	7,700円

目的	各方面における情報収集
使途	5月静岡、朝日新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

領収日 2022年5月31日

2022年5月分 領収証 発証No. [REDACTED]

佐野 愛子 様

銘柄	部数	金額
静岡新聞※	1	3,300*
朝日新聞※	1	4,400*

本郷286
合計金額
¥7,700*
(8%対象 7,700円)
(消費税込み)
(口座振替分)

※は軽減税率対象 釣銭: 10000:2300: 5000: 1000:

新聞や本を読むと視野が広がり
会話が弾み、脳が鍛えられます。

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました
年 月 日 領収 担当: [REDACTED]

有限会社 新聞販売 いしがき
静岡県藤枝市官原534番地
(054) 639-0126・0903

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	7,700円	100%	7,700円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 人件費		
内容	事務員雇用 (令和4年5月分)		
年月日	令和4年5月1日~令和4年5月31日	金額	32,733 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和4年5月分

氏名 XXXXXXXXXX

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
31H 1,100/h	日数8日 ¥350/日					
円	円	円	円	円	円	円
34,100	2,800	36,900			0	36,900

受領印 XXXXXXXXXX
受領日 5月31日

案分の理由 後援会業務が含まれてい るため稼働時間で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	36,900 円	27.5h/31h %	32,733 円

雇用実績表

5月分	氏名	██████████
-----	----	------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	日			
2	月	2	2	当月案内文書確認、スケジュール確認
3	火			
4	水			
5	木			
6	金			
7	土			
8	日			
9	月			
10	火	4.5	4	当月県政資料整理、
11	水			
12	木			
13	金	4	3.5	県政資料発送作業
14	土			
15	日			
16	月			
17	火	4.5	4	県政資料発送作業、スケジュール確認
18	水			
19	木			
20	金	4	3.5	県政資料発送作業
21	土			
22	日			
23	月			
24	火	4	3.5	県内NPO情報収集
25	水			
26	木			
27	金	4	3.5	当月各種資料整理ファイリング
28	土			
29	日			
30	月			
31	火	4	3.5	次月スケジュール確認、情報収集
計	(A) 31	(B) 27.5		

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和4年5月31日
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)[時間 分]×単価[円]= 円

②総支給額[34,100 円]×(B)27.5/(A)31 = 30,250 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 人件費		
内容	事務員雇用 (令和 4 年 5 月分)		
年月日	令和 4 年 5 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日	金額	38,700 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和 4 年 5 月分

氏名 XXXXXXXXXX

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
32H 1,100/h	日数 10 日 ¥350/日					
円	円	円	円	円	円	円
35,200	3,500	38,700			0	38,700

受領印	XXXXXXXXXX
受領日	5月31日

案分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	38,700 円	100%	38,700 円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 (人件費)		
内 容	事務員雇用 (令和4年5月分)		
年 月 日	令和4年5月1日～令和4年5月31日	金 額	34,200 円

目 的	_____					
使 途	_____					
政務活動・ 県政との 関連性	_____					
<<領収書貼付枠>> 給与支払明細書 令和4年 5月分 氏名 XXXXXXXXXX						
給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
36H 950/h 円 34,200	日数 日 ¥ /日 円	円 34,200	円	円	円 0	円 34,200
					受領印	XXXXXXXXXX
					受領日	5月31日

案分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	34,200 円	100%	34,200 円